第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険 医療材料」という。)を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を 合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、第1節又は第3節 に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料 に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機 関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検査を 委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより 算定する。

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本 的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算 定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1 節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D000 尿中一般物質定性半定量検査

26点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D001 尿中特殊物質定性定量検査

1 尿蛋白

7 点

2 VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース

9点

3 ウロビリノゲン (尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト (尿)、尿浸透 圧 16点

4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)

17点

5 N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)

41点

6 アルブミン定性(尿)

49点

7 黄体形成ホルモン (LH) 定性(尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) (尿)72点

	0	マルゴンルウ目(日)	100 =
	8	アルブミン定量(尿)	102点
	9	トランスフェリン(尿)	104点
	10 11	ウロポルフィリン(尿) δアミノレブリン酸($δ$ $ A$ L A)(尿)	105点 109点
	12	ポリアミン(尿)	109点
	13 14	ミオイノシトール(尿) コプロポルフィリン(尿)	120点 135点
	14 15	総ヨウ素(尿)	186点
	16	IV型コラーゲン(尿)	180点
	17	ポルフォビリノゲン(尿)	191点
	18	シュウ酸(尿)	200点
	19	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)、好中球ゼラチナーゼ結	
		レエ相が設格を出て、C INDI/ (水/)、対下ボビノノノ EM リン(NGAL)(尿)	210点
	20	、	
	20	例により算定した点数	于1018日7
	21	その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学	:検査、区分
		番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に	掲げる腫瘍
		マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の例により	算定した点
		数	
	Ž	E 区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げ	`る内分泌学
		的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D01	0に掲げる
		特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様	に準用する
		ものとする。	
D 0 0 2	尿沈涩	查(鏡検法)	27点
	注 1	□ 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲	出物又は分
		泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数	のみ算定す
		る。	
	2	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
	3	3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点を	所定点数に
		加算する。	
D 0 0 2 -	- 2	R沈査(フローサイトメトリー法)	24点
	注 1	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲	出物又は分
		泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数	のみ算定す
		る。	
	54	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D 0 0 3	糞便核	全	
	1	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	15点
	2	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20点
	3	虫体検出(糞便)	23点
	4	糞便中脂質	25点
	5	糞便中へモグロビン定性	37点
	6	虫卵培養(糞便)	40点
	7	糞便中へモグロビン	41点
	8	糞便中へモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56点
	サル	カルプロテクチン(糞便)	276点
D 0 0 4		・採取液検査	
		ヒューナー検査	20点
	2	胃液又は十二指腸液一般検査	55点
	3	髄液一般検査	62点

	Mark and the	
4	精液一般検査	70点
5	頸管粘液一般検査	75点
6	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)、IgE定性(涙液)	100点
7	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	122点
8	マイクロバブルテスト	200点
9	I gGインデックス	414点
10	オリゴクローナルバンド	522点
11	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	577点
12	タウ蛋白(髄液)	622点
13	リン酸化タウ蛋白(髄液)	641点
14	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫	望学的検査の
	例により算定した点数	
15	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物	の又は分泌物
	の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	W.IA. I
16	その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化学	
	番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に	
	マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の例により) 算定した点
	数	
Æ		
	的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D01	
	特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様	長に準用する
_	ものとする。	
	E性腫瘍組織検査	
1	悪性腫瘍遺伝子検査	
1	′ 処理が容易なもの	
	(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの	2,500点
	(2) その他のもの	2,100点
		5,000点
¥Ξ	E1 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してイド	· ·
	を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて	、次に掲ける
	点数により算定する。	
	イ 2項目	4,000点
	口 3項目	6,000点
	八 4項目以上	8,000点
	2 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して口に	
	を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて	こ次に掲げる
	点数により算定する。	
	イ 2項目	8,000点
	口 3項目以上	12,000点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点
	1液学的検査)	
	態・機能検査	
1	赤血球沈降速度(ESR)	9 点
	主 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、好酸球(鼻汁·喀痰)、末梢血液像(自動機械法)	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液一般検査	21点
6	末梢 血液像(鏡検法)	25点

	洼	・特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ご	とにそれぞ
		れ27点を所定点数に加算する。	
	7	血中微生物検査	40点
	8	赤血球抵抗試験	45点
	9	ヘモグロビンA1c(H b A1c)	49点
	10	自己溶血試験、血液粘稠度	50点
	11	ヘモグロビンF (HbF)	60点
	12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	233点
	13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(T d T)	250点
	14	骨髄像	812点
	注	主 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ご	とにそれぞ
		れ40点を所定点数に加算する。	
	15		1,940点
D 0 0 6	出血·	・凝固検査	
	1		15点
	2	プロトロンビン時間(PT)	18点
	3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
	4	フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、クリオフィブリノゲン	
	5	トロンビン時間	25点
	6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
	7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29点
	8	血小板凝集能	50点
	9	血小板粘着能	64点
	10	アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
		フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性、フィブリン・ デン分解産物(FDP)半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物	
		・ンカ牌座物(F D F) 干圧重、フィフリン・フィフリンクンカ牌座物 E量、プラスミン、プラスミン活性、 α ι ーアンチトリプシン	80点
		E重、ノノヘミン、ノノヘミン商性、 α 1 = ケンテドリノンン フィブリンモノマー複合体定性	93点
		プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定	
		ミキシング試験)	100点
		Dダイマー定性	125点
	15		128点
		von Willebrand因子(VWF)活性	132点
	17		133点
	18	α ₂ -マクログロブリン	138点
	19	P I V K A - II	143点
	20	凝固因子インヒビター	148点
	21	von Willebrand因子 (VWF) 抗原	151点
	22	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)	158点
	23	プロテインS抗原	162点
	24	プロテインS活性	168点
	25	β ートロンボグロブリン(β ー TG)	177点
	26	血小板第4因子(PF ₄)	178点
	27	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	181点
	28	プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
	29	トロンボモジュリン	204点
	30	凝固因子(第Ⅱ因子、第Ⅴ因子、第Ⅶ因子、第Ⅲ因子、第Ⅸ因子、第	X因子、第
	Σ	【Ⅰ因子、第XⅡ因子、第XⅢ因子)	223点
	31	フィブリンモノマー複合体	227点

32 プロテインC抗原 239点 33 t PA・PAI-1 複合体 240点 34 プロテインC活性 241点 35 ADAMTS13活性 400点 36 ADAMTS13インヒビター 1,000点 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を3項 目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点 数により算定する。 イ 3項目又は4項目 530点 口 5項目以上 722点 D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 2,100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合 に算定する。 D006-3 Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値)) 1 診断の補助に用いるもの 2,520点 2 モニタリングに用いるもの 2,520点 D006-4 遺伝学的検査 1 処理が容易なもの 3,880点 2 処理が複雑なもの 5,000点 3 処理が極めて複雑なもの 8,000点 注 別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において 行われる場合に限り算定する。 D006-5 染色体検査(全ての費用を含む。) 2,631点 注 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。 D006-6 免疫関連遺伝子再構成 2,429点 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 2,037点 D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 2,400点 D006-9WT1mRNA2,520点 D006-10 CCR4タンパク (フローサイトメトリー法) 10,000点 D006-11 FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査 3,201点 D006-12 EGFR遺伝子検査(血漿) 2,100点 注 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以 降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。 D006-13 骨髓微小残存病変量測定 1 遺伝子再構成の同定に用いるもの 3,500点 2 モニタリングに用いるもの 2,100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。 D006-14 FLT3遺伝子検査 4,200点 D006-15 膀胱がん関連遺伝子検査 1,597点 D006-16 JAK2遺伝子検査 2,504点 D006-17 Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型 2,100点 D006-18 BRCA1/2遺伝子検査 1 腫瘍細胞を検体とするもの 20,200点 2 血液を検体とするもの 20,200点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

D006-19 がんゲノムプロファイリング検査

1 検体提出時 8,000点 2 結果説明時 48,000点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。 D006-20 角膜ジストロフィー遺伝子検査 1,200点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき1回に限り算定す る。 D006-21 血液粘弾性検査(一連につき) 600点 (生化学的検査(I)) D007 血液化学検査 1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン(B CP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファター ゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、γーグルタミルトランスフェラー ゼ (γ-GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マ グネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラー ゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アル ドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC) (比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法) 11点 2 リン脂質 15点 3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギ ン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(17点 4 LDL-コレステロール、蛋白分画 18点 5 銅(Cu) 23点 6 リパーゼ 24点 7 イオン化カルシウム 26点 8 マンガン (Mn) 27点 30点 9 ケトン体 10 アポリポ蛋白 イ 1項目の場合 31点 ロ 2項目の場合 62点 ハ 3項目以上の場合 94点 11 アデノシンデアミナーゼ (ADA) 32点 12 グアナーゼ 35点 13 有機モノカルボン酸、胆汁酸 47点 14 ALP \mathcal{P} 7 ALV \mathcal{P} 7 ALV \mathcal{P} 7 ALV \mathcal{P} 8 ALP \mathcal{P} 7 ALV \mathcal{P} 8 ALP \mathcal{P} 7 ALV \mathcal{P} 8 ALP \mathcal{P} 8 ALP \mathcal{P} 8 ALP \mathcal{P} 9 ALV \mathcal{P} 9 ALP $\mathcal{P$ イソザイム、重炭酸塩 48点 15 ASTアイソザイム、リポ蛋白分画 49点 16 アンモニア 50点 17 CKアイソザイム、グリコアルブミン 55点 18 コレステロール分画 57点 19 ケトン体分画、遊離脂肪酸 59点 70点 21 グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)、リポ蛋白分画(P AGディスク電気泳動法)、1,5-アンヒドローD-グルシトール(1,5AG)、グリココール酸 80点

90点

22 CK-MB (免疫阻害法·蛋白量測定)

```
23 LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン
                                             95点
24 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)
                                             96点
25 リポ蛋白 (a)
                                            107点
26 ヘパリン、フェリチン半定量、フェリチン定量
                                            108点
27 エタノール
                                            111点
28 K L - 6
                                            114点
29 心筋トロポニン I、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量、アルミニウム (A
 1)
                                            115点
30 25-ヒドロキシビタミンD
                                            117点
31 ペントシジン、シスタチンC
                                            118点
32 イヌリン
                                            120点
33 リポ蛋白分画(HPLC法)
                                            129点
34 肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)、ガラクトース
                                            130点
35 肺サーファクタント蛋白-D (SP-D)
                                            136点
36 血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由
 来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP
 ) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン
                                            139点
 注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。
37 プロコラーゲンーⅢーペプチド (PーⅢ-P)、亜鉛 (Zn)
                                            140点
38 セレン、アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、ビタミンB<sub>12</sub>
                                            144点
39 IV型コラーゲン・7 S
                                            148点
40 ピルビン酸キナーゼ (PK)
                                            150点
41 葉酸
                                            154点
42 ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、腟分泌液中インスリン様成長因子結
 合蛋白1型(IGFBP-1)定性
43 ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I 、レムナント様リポ蛋白コレステロール(
 RLP-C
                                            184点
44 アセトアミノフェン
                                            185点
45 トリプシン
                                            189点
46 Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-
 LDL)、オートタキシン
                                            194点
47 ホスフォリパーゼA_2 (PLA<sub>2</sub>)
                                            204点
48 赤血球コプロポルフィリン
                                            210点
49 リポ蛋白リパーゼ (LPL)
                                            223点
50 肝細胞増殖因子(HGF)
                                            227点
51 ビタミンB<sub>1</sub>
                                            246点
52 ビタミンB<sub>2</sub>
                                            249点
53 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性
                                            250点
54 赤血球プロトポルフィリン
                                            272点
55 プロカルシトニン (РСТ) 定量、プロカルシトニン (РСТ) 半定量
                                            292点
56 プレセプシン定量
                                            301点
57 インフリキシマブ定性
                                            310点
58 ビタミンC
                                            314点
59 1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>
                                            388点
60 FGF23
                                            788点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項
 目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点
 数により算定する。
```

93点

イ 5項目以上7項目以下

	注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初 20点を所定点数に加算する。	回に限り
	(生化学的検査(!))	
D 0 0 8	内分泌学的検査	
2000	1 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55点
	2 11-ハイドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60点
	3 ホモバニリン酸 (HVA)	69点
	4 バニールマンデル酸 (VMA)	90点
	5 5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
	6 プロラクチン (PRL)	98点
	7 レニン活性	100点
	8 トリヨードサイロニン (T ₃)	102点
	9 甲状腺刺激ホルモン(TSH)、ガストリン	104点
	10 インスリン (IRI)	106点
	11 レニン定量	108点
	12 サイロキシン (T ₄)	111点
	13 成長ホルモン(GH)、卵胞刺激ホルモン(FSH)、 $C-$ ペプチド(G	CPR)
	、黄体形成ホルモン(LH)	111点
	14 アルドステロン、テストステロン	125点
	15 遊離サイロキシン(F T 4)、遊離トリヨードサイロニン(F T 3)、コ	
		127点
	16 サイロキシン結合グロブリン(TBG)	130点
	17 サイログロブリン	133点
	18 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)	134点
	19 脳性Na利尿ペプチド(BNP) 脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フ	フクメン
	ト(NT-proBNP)、ヒト絨 毛性ゴナドトロピンーβサブユニッ	
	G-β) 20 カルシトニン	136点 137点
	20 ガルンデーン 21 ヒト絨 毛性ゴナドトロピン(HCG)定量、ヒト絨 毛性ゴナドトロピン	
	21 と F	138点
	22 サイロキシン結合能(TBC)、ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)	140点
	23 グルカゴン	150点
	24 プロゲステロン	151点
	25 I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)、酒石酸抵抗性酸ホス	ファター
	ぜ (TRACP-5b)	156点
	26 低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	158点
	27 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、オステオカルシン (OC)	161点
	28 遊離テストステロン、インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチ	ド (In
	tact P _{I, k} , P)	163点
	29 低単位ヒト 絨 毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	165点
	30 I 型コラーゲン架橋 C ーテロペプチドー β 異性体(β $ C$ T X)(尿)、	、 I 型プ
	ロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)	169点
	31 セクレチン、 I 型コラーゲン架橋 C $-$ テロペプチド $-\beta$ 異性体(β $-$ C $^{\prime}$	
	副甲状腺ホルモン(PTH)、カテコールアミン分画	170点
	32 デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	174点
	33 サイクリック AMP(c AMP)	175点
	34 エストラジオール (E 2)	177点

99点

109点

ロ 8項目又は9項目

ハ 10項目以上

		可田作時子
	35 エストリオール (E ₃)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、 ルモン関連蛋白 C 端フラグメント (C-PTH r P)	到甲状腺小 180点
		191点
	36 デオキシピリジノリン (DPD) (尿) 37 副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 、副腎皮質刺激ホルモン (Δ	
	37 町中仏隊がルモン関連虽口(FIIIIF)、町月及員利威がルモン(A	194点
	、	200点
	39 エリスロポエチン	200点
	40 17-ケトステロイド分画(17-KS分画)、 17α -ヒドロキシプロゲン	
	$17\alpha - OHP$)、抗 I A $- 2$ 抗体、プレグナンジオール	ヘノロン (213点
	41 メタネフリン	217点
	42 ソマトメジンC	217点
	43 17-ケトジェニックステロイド分画(17-KGS分画)	220点
	44 メタネフリン・ノルメタネフリン分画	221点
	45 心房性Na利尿ペプチド(ANP)	227点
	46 プレグナントリオール	234点
	47 抗利尿ホルモン (ADH)	235点
	48 ノルメタネフリン	250点
	49 インスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (IGFBP-3)	280点
	50 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画	320点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から50までに掲げる材	
	目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に	
	数により算定する。	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	イ 3項目以上5項目以下	410点
	ロ 6項目又は7項目	623点
	ハ 8項目以上	900点
D009	腫瘍マーカー	
	1 尿中BTA	80点
	2 癌胎児性抗原 (CEA)	102点
	3 α - フェトプロテイン (A F P)4 扁平上皮癌関連抗原 (S C C 抗原)	104点
	4 扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	107点
	5 組織ポリペプタイド抗原 (TPA)	110点
	6 DUPAN-2, NCC-ST-439, CA15-3	118点
	7 エラスターゼ 1	126点
	8 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	127点
	9 PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA-Ⅱ定量	139点
	10 C A 125	144点
	11 CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原(STN)、神経特異エノ	
	NSE)	146点
	12 核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量(尿)、核マトリック	
	ン22 (NM P 22) 定性 (尿)	147点
	13 シアリルLeˇ-i抗原(SLX)	148点
	14 塩基性フェトプロテイン (BFP)	150点
	15 遊離型PSA比(PSA F/T比)	154点
	16 サイトケラチン8・18 (尿)	160点
	17 BCA225、サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	162点
	18 抗 p 53抗体	163点
	19 シアリルLe*抗原(CSLEX)	164点
	20 I型コラーゲンーCーテロペプチド (ICTP) 21 ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	170点 175点

184点 23 CA602、 $\alpha-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)$ 190点 194点 25 ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) 200点 26 可溶性メソテリン関連ペプチド 220点 27 癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液) 305点 28 HER2蛋白 320点 29 可溶性インターロイキン-2 レセプター (s I L-2 R) 438点 注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く 疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する 。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定し ている患者については算定しない。 2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から29までに掲げる検査を 2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲 げる点数により算定する。 イ 2項目 230点 口 3項目 290点 ハ 4項目以上 408点 D010 特殊分析 1 糖分析(尿) 38点 2 結石分析 120点 3 チロシン 200点 4 アミノ酸 イ 1種類につき 287点 口 5種類以上 1,176点 5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR) 288点 6 アミノ酸定性 350点 7 脂肪酸分画 417点 8 先天性代謝異常症検査 イ 尿中有機酸分析 1,141点 1,141点 口 血中極長鎖脂肪酸 ハ タンデムマス分析 1,141点 ニ その他 1,141点 注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に 、患者1人につき月1回に限り算定する。 2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検 査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。 (免疫学的検査) D 0 1 1 免疫血液学的検査 1 ABO血液型、Rh(D)血液型 24点 2 Coombs試験 イ 直接 34点 口間接 47点 3 Rh (その他の因子) 血液型 152点 4 不規則抗体 159点

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心

5 ABO血液型関連糖転移酵素活性 186点 血小板関連IgG(PA-IgG) 198点 7 ABO血液型亜型 260点 8 抗血小板抗体 262点 9 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体(IgG抗体) 378点 10 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体) 390点 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 1 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性、抗ストレ プトリジンO(ASO)半定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量 15点 トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量 26点 3 抗ストレプトキナーゼ (ASK) 定性、抗ストレプトキナーゼ (ASK) 半定量 29点 4 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定 量 32点 5 梅毒血清反応 (STS) 半定量、梅毒血清反応 (STS) 定量 34点 6 梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量 53点 7 アデノウイルス抗原定性(糞便)、迅速ウレアーゼ試験定性 60点 8 ロタウイルス抗原定性(糞便)、ロタウイルス抗原定量(糞便) 65点 9 ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ I g G抗体 70点 10 クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体 75点 11 ウイルス抗体価(定性・半定量・定量) (1項目当たり) 79点 注 同一検体についてウイルス抗体価(定性・半定量・定量)の測定を行った場合 は、8項目を限度として算定する。 12 クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロリ抗体、 百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量 80点 13 HTLV-I抗体定性、HTLV-I抗体半定量 85点 14 トキソプラズマ抗体 93点 15 トキソプラズマ Ig M抗体 95点 16 H I V-1, 2 抗体定性、H I V-1, 2 抗体半定量、H I V-1, 2 抗原・抗 体同時測定定性 115点 17 抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体定性 116点 18 H I V - 1, 2 抗体定量、H I V - 1, 2 抗原・抗体同時測定定量、A 群 β 溶連 菌迅速試験定性 127点 19 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量 134点 20 ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液) 136点 21 RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性、梅 毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量 138点 22 インフルエンザウイルス抗原定性 139点 23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 142点 24 肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性 146点 25 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌(無 莢 膜型)抗原定性、マイコプラ ズマ抗原定性(免疫クロマト法) 150点 26 クラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体 156点 27 D-アラビニトール、クラミジア・トラコマチス抗原定性 160点

・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲 げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定

する。

	20) / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101777
	29	大腸菌〇157抗原定性	165点
	30	大腸菌〇157抗体定性、HTLV-I抗体	168点
	31	マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170点
	32	クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性	174点
	33	大腸菌血清型別	175点
	34	淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性	180点
	35	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)、肺炎球菌細胞壁抗原定性	189点
	36	肺炎球菌 莢 膜抗原定性(尿・髄液)	198点
	37	ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジ	ア・トラ
	Ξ	コマチス抗体	200点
	38	ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量、($1 \rightarrow 3$) $-\beta - D - \emptyset$	ルカン
			207点
	39	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定	性(性器
)	、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
	40	グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり)	212点
	<u>}</u>	i 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行っ	た場合は
		、2項目を限度として算定する。	
	41	レジオネラ抗原定性(尿)	217点
	42	赤痢アメーバ抗体半定量	223点
	43	デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性、水	.痘ウイル
	7	< 抗原定性(上皮細胞)	233点
	<u>}</u>	E デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性	について
		は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において	実施した
		場合に算定する。	
	44	エンドトキシン	243点
	45	百日咳菌抗体	264点
	46	HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)	280点
	47	結核菌群抗原定性	291点
	48	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	377点
	49	HIV-2抗体 (ウエスタンブロット法)	380点
	50	HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	425点
	51	HIV抗原	600点
	52	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	873点
D 0 1 3	肝炎は	カイルス関連検査	
	1	HBs 抗原定性・半定量	29点
	2	HBs 抗体定性、HBs 抗体半定量	32点
	3	HBs抗原、HBs抗体	88点
	4	HBe抗原、HBe抗体	104点
	5	HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	108点
	6	HB c 抗体半定量・定量	137点
	7	HCVコア抗体	143点
	8	HA-IgM抗体、HA抗体、HBc-IgM抗体	146点
	9	$HA-IgM$ 抗体、 HA 抗体、 $HBc-IgM$ 抗体 $^{ au\lambda}$ HCV 構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、 HCV 構造蛋白及び非構造蛋	白抗体半
	Ź	至量	160点
	10	HE-IgA抗体定性	210点
	11	HCV血清群別判定	227点
	12	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	266点
	13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点

28 アスペルギルス抗原

	14	HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	340点
	注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査	を3項
	E	目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲	げる点
	娄	数により算定する。	
	1	イ 3項目	290点
	E	コ 4項目	360点
	1	、 5項目以上	438点
D 0 1 4	自己抗	亢体検査	
	1	寒冷凝集反応	11点
	2	リウマトイド因子(RF)定量	30点
	3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
	4	Donath-Landsteiner試験	55点
	5	抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光抗体法)半定量、抗核抗体	(蛍光
	打	元体法)定量	105点
	6	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)、抗インスリン抗体	110点
	7	マトリックスメタロプロテイナーゼー3 (MMP-3)	116点
	8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	
			117点
	9	抗 $Jo-1$ 抗体定性、抗 $Jo-1$ 抗体半定量、抗 $Jo-1$ 抗体定量	140点
	10	抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗体定性、抗RNP抗体半定量、抗R	NP抗
	包	本定量	144点
	11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
	12	抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗Sm抗体定量	151点
	13	C 1 q 結合免疫複合体	157点
	14	抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/L	.a抗体
	匀	定量、抗Scl-70抗体定性、抗Scl-70抗体半定量、抗Scl-70抗体定量	161点
	15	抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A/Ro抗体半定量、抗SS-A/R	to抗体
	匀	艺量	163点
	16	抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	168点
	17		170点
	18	抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	179点
	19	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	186点
	20	抗ARS抗体	190点
	21	モノクローナルRF結合免疫複合体、抗ミトコンドリア抗体定量	194点
	22	I g G型リウマトイド因子	203点
	23	抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	204点
	24	抗LKM-1抗体	221点
	25	抗カルジオリピンβ2グリコプロテインΙ複合体抗体	223点
	26	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	226点
	27	V V V V V V V V V V	232点
	28	IgG2 (TIA法によるもの)	239点
	29	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	265点
	30	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	267点
	31	727	
	Ε	BM抗体)	270点
	32	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	270点
	33	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	281点
	34	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290点
	35	抗デスモグレイン 1 抗体	300点

	2.0	甲状腺刺激抗体(TSAb)	240 =
	36 37	中 (340点 377点
	38	IgG4 IgG2 (ネフェロメトリー法によるもの)	388点
	39	抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体	460点
	40	抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-	
		がたのですですが、近かれてジャインも近体及の近日F100- 本同時測定	490点
	41	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	822点
	42	抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
	43	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
	44	抗HLA抗体(スクリーニング検査)	1,000点
	45	抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)	4,850点
	注:	1 本区分の9から15まで、17、20及び32に掲げる検査を2項目又は3	3項目以上行
		った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定	ご する。
	6	2 本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が気	Eめる施設基
		準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関	引において実
		施した場合に算定する。	
D 0 1 5	血漿	蛋白免疫学的検査	
	1	C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP)	16点
	2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー6ーホスファターゼ	(G - 6 - P)
	а	se)	30点
	3	グルコースー6ーリン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性、対	r血球プロト
	X	ポルフィリン定性	34点
	4	血清補体価(CH50)、免疫グロブリン	38点
	5	クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
	6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47点
	7	トランスフェリン (Tf)	60点
	8	C 3, C 4	70点
	9	セルロプラスミン	90点
	10	非特異的IgE半定量、非特異的IgE定量	100点
	11	β2-マイクログロブリン	104点
	12	トランスサイレチン(プレアルブミン)	107点
	13	特異的IgE半定量・定量	110点
	<u>}</u>	主 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数	
		。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合	は、1,430点
		を限度として算定する。	
		レチノール結合蛋白(RBP)、α1-マイクログロブリン、ハプト	
		型補正を含む。)	136点
		C ₃ プロアクチベータ	160点
		免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)	170点
		ヘモペキシン	180点
	18	TARC	184点
	19	APRスコア定性	191点
		アトピー鑑別試験定性	194点
	21	Bence Jones 蛋白同定 (尿) が	201点
	22	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟分泌液) 会応素気が動法(特異なの法)	204点
	23	免疫電気泳動法(特異抗血清)	224点
		C1インアクチベータ A点がロブリンI 僧 - / 1 H	268点
		免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	330点
	26	免疫グロブリン遊離L鎖 κ / λ 比	388点

D 0 1 6	27 結核菌特異的インターフェロン - γ 産生能	612点
D 0 1 6	細胞機能検査	1 F 7 上
	1 B細胞表面免疫グロブリン2 T細胞サブセット検査(一連につき)	157点 190点
	2 「細胞リノビット恢査(一選につき) 3 T細胞・B細胞百分率	190点
	か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200点
	4 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき) 5 顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	200点
	6 赤血球・好中球表面抗原検査	320点
	7 リンパ球刺激試験(LST)	320点
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	345点
	イ 1 薬剤 ロ 2 薬剤	425点
	ハ 3薬剤以上	515点
	(微生物学的検査)	出616
D 0 1 7	#泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
D 0 1 7	Note that the first the first that the second secon	50点
	1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの 注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32点を所	
	在 果困空休伍を行うた場合には、果困空休伍加昇として、32点を別する。	た 点 数 に 加 昇
	2 保温装置使用アメーバ検査	45点
	3 その他のもの	61点
	注 同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡	検法)又は区
	分番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併	せて行った場
	合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
	1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
	2 消化管からの検体	180点
	3 血液又は穿刺液	215点
	4 泌尿器又は生殖器からの検体	170点
	5 その他の部位からの検体	160点
	6 簡易培養	60点
	注1 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌	気性培養を行
	った場合は、嫌気性培養加算として、112点を所定点数に加算する。	
	2 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行っ	た場合は、質
	量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
	1 1 菌種	170点
	2 2 菌種	220点
	3 3菌種以上	280点
	4 薬剤耐性菌検出	50点
	5 抗菌薬併用効果スクリーニング	150点
D 0 1 9 -	- 2 酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
	1 抗酸菌分離培養(液体培地法)	280点
	2 抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	204点
D 0 2 1	抗酸菌同定 (種目数にかかわらず一連につき)	361点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	380点
	注 4薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 細菌核酸検出(白血球) (1菌種あたり)	130点
	2 クラミジア・トラコマチス核酸検出	198点

3 淋菌核酸検出 204点

4 HBV核酸定量271点5 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出278点

6 レジオネラ核酸検出 292点

7 マイコプラズマ核酸検出 300点

8 EBウイルス核酸定量 310点

9 HCV核酸検出、HPV核酸検出

350点

注 HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(膣部)切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(膣部切断術を含む。)若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する

10 HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)、百日 繁菌核酸検出 360点

注 HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(膣部)切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(膣部切断術を含む。)若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

11 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出 410点

12 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出

421点

13 HCV核酸定量

437点

14 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン 耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純 疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量 450点

15 H I V - 1 核酸定量

520点

- 注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。
- 16 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出 850点
- 17 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

963点

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施 した場合に限り算定する。
- 18 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出

1,700点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

19 HPVジェノタイプ判定

2,000点

20 HIVジェノタイプ薬剤耐性

6,000点

注 6、7、10(百日咳菌核酸検出に限る。)又は11(結核菌群核酸検出に限る。) に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を 提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に 加算する。

D023-2 その他の微生物学的検査

1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性

2 尿素呼気試験(UBT)

70点 194点

3 大腸菌ベロトキシン定性

4 クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出 450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

D024 動物使用検査

170点

注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 (基本的検体検査実施料)

- D025 基本的検体検査実施料(1日につき)
 - 1 入院の日から起算して4週間以内の期間

140点

2 入院の日から起算して4週間を超えた期間

110点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体 検査について算定する。
 - 2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - 口 尿中特殊物質定性定量検査
 - ハ 尿沈渣 (鏡検法)
 - ニ 糞便検査 (カルプロテクチン (糞便) を除く。)
 - ホ 穿刺液・採取液検査
 - へ 血液形態・機能検査
 - ト 出血・凝固検査
 - チ 造血器腫瘍遺伝子検査
 - リ 血液化学検査
 - ヌ 免疫血液学的検査

ABO血液型及びRh (D) 血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)半定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

ワ 自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量

- 力 血漿蛋白免疫学的検査
 - C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP) 、血清補体価 (CH 50) 及び免疫グロブリン
- ョ 微生物学的検査
- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

区分

D 0 2 6 検体検査判断料

1 尿・糞便等検査判断料

 2 遺伝子関連・染色体検査判断料
 100点

 3 血液学的検査判断料
 125点

 4 生化学的検査(I)判断料
 144点

 5 生化学的検査(I)判断料
 144点

 6 免疫学的検査判断料
 144点

 7 微生物学的検査判断料
 150点

- 注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1 回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体 検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関連・染 色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査 判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。
 - 2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量 検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査 判断料は算定しない。
 - 3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで及び 区分番号D006-11からD006-20までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色 体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査 判断料は算定しない。
 - 4 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(III)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

 イ 検体検査管理加算(I)
 40点

 ロ 検体検査管理加算(II)
 100点

 ハ 検体検査管理加算(II)
 300点

 ニ 検体検査管理加算(II)
 500点

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)、 又は検体検査管理加算(III)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査(区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。)を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 8 区分番号D005の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、240点を所定点数に加算する。
- 9 区分番号D015の16に掲げる免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)又は23に掲げ

る免疫電気泳動法(特異抗血清)を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

604点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、 生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を 入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず 月1回に限り算定できるものとする。
 - 2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注4本文及び注5に規定する施設 基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る 。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1 人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注 に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に 掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

- 1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。
 - イ 呼吸機能検査等判断料
 - ロ 心臓カテーテル法による諸検査
 - ハ 心電図検査の注に掲げるもの
 - ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの
 - ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオ タコスコープ
 - へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
 - ト 経皮的酸素ガス分圧測定
 - チ 深部体温計による深部体温測定
 - リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢 循環不全状態観察
 - ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの
 - ル 脳波検査判断料
 - ヲ 神経・筋検査判断料
 - ワ ラジオアイソトープ検査判断料
 - カ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの
 - ョ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
 - タ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法
- 2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査(次に掲げるものを除く。)、区分番号D306に掲げる食道ファイバースコピー、区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコピー、区分番号D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げる直腸ファイバースコピー、区分番号D313に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。
 - イ 呼吸機能検査等判断料
 - ロ 心臓カテーテル法による諸検査
 - ハ 心電図検査の注に掲げるもの
 - ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの
 - ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオ

タコスコープ

- へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
- ト 経皮的酸素ガス分圧測定
- チ 深部体温計による深部体温測定
- リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢 循環不全状態観察
- ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの
- ル 脳波検査判断料
- ヲ 神経・筋検査判断料

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

- 1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区 分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分 番号D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場 合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目 以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
- D200 スパイログラフィー等検査
 - 1 肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。) 90点
 - フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む。)
 - 3 機能的残気量測定 140点
 - 4 呼気ガス分析 100点
 - 5 左右別肺機能検査 1,010点
- D 2 0 1 換気力学的検査
 - 1 呼吸抵抗測定

イ 広域周波オシレーション法を用いた場合

150点 60点

100点

ロ その他の場合

2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気 分布検査 135点

D202 肺内ガス分布

1 指標ガス洗い出し検査

135点

2 クロージングボリューム測定

135点

D 2 0 3 肺胞機能検査

1 肺拡散能力検査

180点

2 死腔量測定、肺内シャント検査

135点

D 2 0 4 基礎代謝測定

85点

D 2 0 5 呼吸機能検査等判断料

140点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

1 右心カテーテル

3,600点

2 左心カテーテル

4,000点

- 注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場 - 合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を 、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。
 - 2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中 隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診 断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷 試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加

- 算、伝導機能検査加算、ヒス東心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。
- 3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査 加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。
- 4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算 として、600点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視 鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。
- 6 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査 及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数 を算定する。
- 7 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 8 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
- 9 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を 所定点数に加算する。

D207 体液量等測定

1 体液量測定、細胞外液量測定

60点

- 2 血流量測定、皮膚灌流圧測定、皮弁血流検査、循環血流量測定(色素希釈法によるもの)、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定 100点
- 3 心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)、 脳循環測定(色素希釈法によるもの) 150点
 - 注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、心拍出量測定加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
 - 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
- 4 血管内皮機能検査(一連につき)

200点

5 脳循環測定 (笑気法によるもの)

1,350点

D208 心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

130点

2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図

150点 150点

3 携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査

200点

4 加算平均心電図による心室遅延電位測定 5 その他(6誘導以上)

90点

注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は 、1回につき70点とする。

D209 負荷心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

380点

2 その他 (6誘導以上)

190点

- 注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った 場合は、1回につき70点とする。
 - 2 区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電 図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210 ホルター型心電図検査

1 30分又はその端数を増すごとに

2 8時間を超えた場合

1,750点

注 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210-2 体表面心電図、心外膜興奮伝播図

1,500点

D210-3 植込型心電図検査

90点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 30分又はその端数を増すごとに算定する。
 - 3 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D210-4 T波オルタナンス検査

1,100点

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

1,600点

- 注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号D208に 掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたもの の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方 針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、 連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。
- D211-2 喘息運動負荷試験

800点

注 喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する

D211-3 時間内歩行試験

200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D220からD223-2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D211-4 シャトルウォーキングテスト

200点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D220からD223-2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D212 リアルタイム解析型心電図

600点

D212-2 携带型発作時心電図記録計使用心電図検査

500点

D213 心音図検査

150点

D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査

1 1検査

60点

2 2 検査

80点

3 3又は4検査

130点 180点

4 5又は6検査5 7検査以上

220点

6 血管伸展性検査

100点

- 注1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。
 - 2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。
 - 3 検査の実施ごとに1から6までに掲げる所定点数を算定する。

D214-2 エレクトロキモグラフ

260点

(超音波検査等)

通則

区分番号D215(3の二の場合を除く。)及びD216に掲げる超音波検査等について、同 一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の 費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法 150点

2 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)

イ 訪問診療時に行った場合

400点

注 訪問診療時に行った場合は、月1回に限り算定する。

ロ その他の場合

(1) 胸腹部 530点

(2) 下肢血管 450点

(3) その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)

3 心臓超音波検査

イ 経胸壁心エコー法

880点

350点

ロ Mモード法

500点

ハ 経食道心エコー法

1,500点

ニ 胎児心エコー法

300点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、 1,000点を所定点数に加算する。

ホ 負荷心エコー法

2,010点

4 ドプラ法(1日につき)

イ 胎児心音観察、末梢 血管血行動態検査

20点

口 脳動脈血流速度連続測定

150点 400点

ハ 脳動脈血流速度マッピング法

4,290点

5 血管内超音波法

- 注1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点 を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分 番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るも のを除く。)は、加算点数に含まれるものとする。
 - 2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、 150点を所定点数に加算する。
 - 3 心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の 検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数の みにより算定する。
 - 5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオス コープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測 定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費 用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるもの とする。
 - 7 4の口について、微小栓子シグナル(HITS/MES)の検出を行った場合 は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

D 2 1 5 - 2 肝硬度測定

200点

D215-3 超音波エラストグラフィー

注 区分番号D215-2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査 の費用は別に算定しない。

D216 サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)

200点

注 負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。

D216-2 残尿測定検査

1 超音波検査によるもの

55点

2 導尿によるもの

45点

注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。

D217 骨塩定量検査

1 DEXA法による腰椎撮影

360点

注 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算 として、90点を所定点数に加算する。

2 MD法、SEXA法等

140点

3 超音波法

80点

注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。

(監視装置による諸検査)

D218 分娩監視装置による諸検査

1 1時間以内の場合

510点

2 1時間を超え1時間30分以内の場合

700点

3 1時間30分を超えた場合

890点

D219 ノンストレステスト (一連につき)

210点

D220 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジ オタコスコープ

1 1時間以内又は1時間につき

50点

2 3時間を超えた場合(1日につき)

イ 7日以内の場合

150点

ロ 7日を超え14日以内の場合

130点 50点

ハ 14日を超えた場合

いた一中十つ

- 注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。
 - 2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
 - 4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

D 2 2 1 削除

D221-2 筋肉コンパートメント内圧測定

620点

注 筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は 動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認め る等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を 行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。

D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

1 1時間以内又は1時間につき

100点

2 5時間を超えた場合(1日につき)

630点 100点

D222-2 経皮的酸素ガス分圧測定(1日につき) D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)

30点

注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定 点数に含まれるものとする。 D223-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)

100点

D224 終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)

100点

D225 観血的動脈圧測定 (カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)

1 1時間以内の場合

130点

2 1時間を超えた場合(1日につき)

260点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D225-2 非観血的連続血圧測定(1日につき)

100点

注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に 含まれるものとする。

D 2 2 5 - 3 24時間自由行動下血圧測定

200点

D225-4 ヘッドアップティルト試験

1,030点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D226 中心静脈圧測定(1日につき)

1 4回以下の場合

120点

2 5回以上の場合

240点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 7 頭蓋內圧持続測定

1 1時間以内又は1時間につき

200点

2 3時間を超えた場合(1日につき)

800点

D228 深部体温計による深部体温測定(1日につき)

100点

D229 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日 につき) 100点

D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定

1 1時間以内又は1時間につき

180点

2 2時間を超えた場合(1日につき)

570点

注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル 挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合におい て、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D231 人工膵臓検査(一連につき)

5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

D231-2 皮下連続式グルコース測定(一連につき)

700点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。
- D 2 3 2 食道内圧測定検査

780点

D 2 3 3 直腸肛門機能検査

1 1項目行った場合

800点

2 2項目以上行った場合

1,200点

注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。

D234 胃・食道内24時間pH測定

2,000点

(脳波検査等)

通則

区分番号D235からD237-2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D238に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D235 脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)

720点

- 注1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算 として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。
 - 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)

500点

- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定 する。
- D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)
 - 1 長期脳波ビデオ同時記録検査1

3,500点

2 長期脳波ビデオ同時記録検査2

900点

- 注 1 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
- D236 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)

1 体性感覚誘発電位

850点

2 視覚誘発電位

850点

3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査

850点

注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

4 聴性定常反応

1,010点

D236-2 光トポグラフィー

1 脳外科手術の術前検査に使用するもの

670点

2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの

イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保 健指定医による場合 400点

ロ イ以外の場合

200点

- 注1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点 数の100分の80に相当する点数により算定する。

D236-3 脳磁図

1 自発活動を測定するもの

17, 100点

2 その他のもの

5,100点

- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として 行われる場合に限り算定する。
 - 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- D237 終夜睡眠ポリグラフィー

1 携帯用装置を使用した場合

720点

2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合

250点

3 1及び2以外の場合

イ 安全精度管理下で行うもの

4,760点

ロ その他のもの

3,570点

注 3のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT)

5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

1 脳波検査判断料1

350点

2 脳波検査判断料 2

180点

- 注1 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。
 - 2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
 - 3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場 合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料 1の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が 脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合 は、脳波検査判断料1を算定することができる。

(神経・筋検査)

通則

区分番号D239からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D239 筋電図検査

- 1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき)) 320点
- 2 誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。) (1神経につき)

200点 800点

3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき)

1,500点

- 4 単線維筋電図(一連につき)
- 注1 2については、2神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、1神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。
 - 2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場 合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
 - 3 4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- D239-2 電流知覚閾値測定(一連につき)

200点 500点

D239-3 神経学的検査

ト巳巨笠に

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D239-4 全身温熱発汗試験

600点 280点

D239-5 精密知覚機能検査

D240 神経・筋負荷テスト

1 テンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)

130点 130点

2 瞳孔薬物負荷テスト

100///

3 乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)

200点

D241 神経·筋検査判断料

180点

注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

D 2 4 2 尿水力学的検査

1 膀胱内圧測定

260点

2 尿道圧測定図

3 尿流測定

260点 205点

4 括約筋筋電図

310点

(耳鼻咽喉科学的検査)

D 2 4 3 削除

D 2 4 4 自覚的聴力検査

	1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	350点
	2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
	3 簡易聴力検査	
	イ 気導純音聴力検査	110点
	ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)	40点
	4 後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400点
	5 内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)、耳鳴検査(種目	目数にかかわら
	ず一連につき)	400点
	6 中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150点
D 2 4 4 -	- 2 補聴器適合検査	
	1 1回目	1,300点
	2 2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合して	ているものとし
	て、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人に	こつき月2回に
	限り算定する。	
D 2 4 5	^{₹3} 鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
	1 鼓膜音響インピーダンス検査	290点
	2 チンパノメトリー	340点
	3 耳小骨筋反射検査	450点
	4 遊戲聴力検査	500点
	5 耳音響放射 (OAE) 検査	
	イ 自発耳音響放射 (SOAE)	100点
	ローその他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝸電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
	1 標準検査(一連につき)	20点
	2 刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120点
	3 頭位及び頭位変換眼振検査	
	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300点
	ローその他の場合	140点
	4 電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき)	
	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
	ローその他の場合	260点
	5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検3	
	注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・イ	
	算として200点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷な	口算として、1
	種目につき120点を所定点数に加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	1.
	1 喉頭ストロボスコピー	450点
	2 音響分析	450点
D 0 - 5	3 音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃マッサージ法	40点
D 2 5 3		,=
	1 基準嗅覚検査	450点
D 0 5 4	2 静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4	電気味覚検査(一連につき)	300点

(眼科学的検査)

通則

コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番 号D282-3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

D 2 5 5 精密眼底検査(片側)

56点 150点

D255-2 汎網膜硝子体検査(片側)

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D255に掲げる精密眼底検査(片側)、D257に掲げる細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)又はD273に掲げる細隙燈顕微鏡検査(前眼部)

に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

D256 眼底カメラ撮影

1 通常の方法の場合

イ アナログ撮影 54点

ロ デジタル撮影 58点

2 蛍光眼底法の場合

400点

3 自発蛍光撮影法の場合

510点

注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数 に加算する。(1のロの場合を除く。)

2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に 加算する。

D256-2 眼底三次元画像解析

200点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D256の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D256-3 光干渉断層血管撮影

400点

注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D256に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D257 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)

112点

注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に 加算する。

D258 網膜電位図 (ERG)

230点

D 2 5 8 - 2 網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)

500点

D 2 5 8 - 3 黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図

800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 5 9 精密視野検査(片側)

38点

D 2 6 0 量的視野検査(片側)

1 動的量的視野検査

195点

2 静的量的視野検査

290点

D 2 6 1 屈折検査

1 6歳未満の場合

69点

2 1以外の場合

69点

注 1について、弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行 わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算として、35点を所 定点数に加算する。この場合において、区分番号D263に掲げる矯正視力検査は 算定しない。

D 2 6 2 調節検査

70点

D 2 6 3 矯正視力検査

1 眼鏡処方箋の交付を行う場合 69点 2 1以外の場合 69点 D263-2 コントラスト感度検査 207点 注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手術の前後においてそれぞれ1回に限 り算定する。 D 2 6 4 精密眼圧測定 82点 注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合 は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。 D 2 6 5 角膜曲率半径計測 84点 D 2 6 5 - 2 角膜形状解析検査 105点 注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査 と同一月内に行った区分番号D265に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含ま れるものとする。 D 2 6 6 光覚検査 42点 D 2 6 7 色覚検査 1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合 70点 1以外の場合 48点 D268 眼筋機能精密検査及び輻輳検査 48点 D 2 6 9 眼球突出度測定 38点 D 2 6 9 - 2 光学的眼軸長測定 150点 D 2 7 0 削除 D270-2 ロービジョン検査判断料 250点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。 D 2 7 1 角膜知覚計検査 38点 D272 両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)、網膜対応検 査(残像法又はバゴリニ線條試験による) 48点 D 2 7 3 細隙燈顕微鏡検査(前眼部) 注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に 加算する。 D 2 7 4 前房隅角検査 38点 D274-2 前眼部三次元画像解析 265点 注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該 検査と併せて行った区分番号D265-2に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号 D274に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。 D 2 7 5 圧迫隅角検査 76点 D275-2 前房水漏出検査 149点 注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から1年を経過していないものについて 、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。 D 2 7 6 網膜中心血管圧測定 1 簡単なもの 42点 複雑なもの 100点 38点 D277-2 涙道内視鏡検査 640点 注 同一日に区分番号K202に掲げる涙管チューブ挿入術を実施した場合には、涙 道内視鏡検査は算定できない。 280点 D 2 7 8 眼球電位図 (EOG)

160点

160点

D 2 7 9 角膜内皮細胞顕微鏡検査

D280 レーザー前房蛋白細胞数検査

D 2 8 1 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)

160点

D282 中心フリッカー試験

38点

D282-2 行動観察による視力検査

1 PL (Preferential Looking) 法

100点

2 乳幼児視力測定 (テラーカード等によるもの)

60点

D282-3 コンタクトレンズ検査料

1 コンタクトレンズ検査料1

200点

2 コンタクトレンズ検査料 2

180点

3 コンタクトレンズ検査料3

56点

4 コンタクトレンズ検査料4

50点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患 者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1、2又は3 を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に 受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料4 を算定する。
 - 2 注1により当該検査料を算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料の 注9及び区分番号A001に掲げる再診料の注7に規定する夜間・早朝等加算は 算定できない。
 - 3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関にお いて過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、 当該検査料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区 分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定 する。

(皮膚科学的検査)

D282-4 ダーモスコピー

72点

注 検査の回数又は部位数にかかわらず、4月に1回に限り算定する。

(臨床心理・神経心理検査)

D283 発達及び知能検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

D284 人格検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点 450点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

D 2 8 5 認知機能検査その他の心理検査

1 操作が容易なもの

イ 簡易なもの

80点

ローその他のもの

80点 280点

2 操作が複雑なもの

450点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

(負荷試験等)

D286 肝及び腎のクリアランステスト

- 注1 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿 道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D31 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検 査の所定点数を併せて算定する。
 - 2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるも のとする。

D286-2 イヌリンクリアランス測定

1,280点

D287 内分泌負荷試験

1 下垂体前葉負荷試験

イ 成長ホルモン (GH) (一連として) 1,200点 注 患者1人につき月2回に限り算定する。

ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回) 1,600点

ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回) 1,200点

ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回) 1,200点

ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回) 1,200点

2 下垂体後葉負荷試験(一連として月1回) 1,200点

3 甲状腺負荷試験(一連として月1回) 1,200点

4 副甲状腺負荷試験(一連として月1回) 1,200点

5 副腎皮質負荷試験

イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回) 1,200点

ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)

1,200点

6 性腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

注1 1月に3,600点を限度として算定する。

2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定 回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号 D419 の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査の費用は別に算定 できる。

D288 糖負荷試験

1 常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)

200点

- 2 耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血 中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験 900点
- 注 注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数 に含まれるものとする。
- D289 その他の機能テスト

1 膵機能テスト (PFDテスト)

100点

2 肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)、ビリルビン負荷試験、 馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント(Addis尿沈渣 定量検査)、モーゼンタール法、ヨードカリ試験 100点

3 胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト

700点

4 セクレチン試験

3,000点

注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、全 て所定点数に含まれるものとする。

D290 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト

100点

D290-2 尿失禁定量テスト (パッドテスト)

100点

D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線 貼布試験、最小紅斑量(MED)測定

1 21箇所以内の場合(1箇所につき)

2 22箇所以上の場合(一連につき)

350点

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査

1,000点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。
 - 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に 含まれるものとする。

D291-3 内服・点滴誘発試験

1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。

(ラジオアイソトープを用いた諸検査)

通則

区分番号D292及びD293に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D294に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

- D292 体外からの計測によらない諸検査
 - 1 循環血液量測定、血漿量測定

480点

2 血球量測定

800点

3 吸収機能検査、赤血球寿命測定

1,550点

4 造血機能検査、血小板寿命測定

2,600点

- 注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検査又は区分番号E100からE101-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。
 - 2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は 、一連として1回の算定とする。
 - 3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。
- D293 シンチグラム (画像を伴わないもの)
 - 1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)

365点

2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)

575点

注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D294 ラジオアイソトープ検査判断料

110点

注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算 定するものとする。

(内視鏡検査)

通則

- 1 超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加 算する。
- 2 区分番号D295からD323まで及びD325に掲げる内視鏡検査について、同一の患者 につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用 は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回 につき70点とする。
- 4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
- 5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査(区分番号D324及びD325に掲げるものを除く。)を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算(入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の40に相当する点数

ハ 深夜加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数

D295 関節鏡検査(片側)

760点

D 2 9 6 喉頭直達鏡検査

190点

D296-2 鼻咽腔直達鏡検査

220点

D 2 9 7 削除

D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー (部位を問わず一連につき)

600点

D298-2 内視鏡下嚥下機能検査

720点

D299 喉頭ファイバースコピー

600点

D300 中耳ファイバースコピー

240点

D300-2 顎関節鏡検査(片側)

1,000点

D301 削除

D302 気管支ファイバースコピー

2,500点

注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算と して、200点を所定点数に加算する。

D302-2 気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査

320点

D303 胸腔鏡検査

7,200点

D304 縦隔鏡検査

7,000点

D305 削除

D306 食道ファイバースコピー

800点

- 注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 - 2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。
- D307 削除
- D308 胃・十二指腸ファイバースコピー

1, 140点

- 注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所 定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用 (フィルムの費用は除く。) は所定点数に含まれるものとする。
 - 2 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 - 3 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・膵管鏡加算として、2,800点を所 定点数に加算する。
 - 4 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加 算として、200点を所定点数に加算する。
- D309 胆道ファイバースコピー

4,000点

D310 小腸内視鏡検査

1 バルーン内視鏡によるもの

6,800点 1,700点

2 カプセル型内視鏡によるもの

, = a a b

3 その他のもの

1,700点

注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定 点数に加算する。 D310-2 消化管通過性検査

600点

D311 直腸鏡検査

300点 200点

D311-2 肛門鏡検査

D312 直腸ファイバースコピー

550点

注 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する

D312-2 回腸嚢ファイバースコピー

550点

D313 大腸内視鏡検査

1 ファイバースコピーによるもの

イ S状結腸

900点

ロ 下行結腸及び横行結腸

1,350点

ハ 上行結腸及び盲腸

1,550点

2 カプセル型内視鏡によるもの

1,550点

- 注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算す る。
 - 2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加 算として、200点を所定点数に加算する。
- D314 腹腔鏡検査

2,270点

D315 腹腔ファイバースコピー

2,160点

D316 クルドスコピー

400点

D317 膀胱尿道ファイバースコピー

950点

注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定 点数に加算する。

D317-2 膀胱尿道鏡検査

890点

注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定 点数に加算する。

1,200点

注 膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれる ものとする。

D319 腎盂尿管ファイバースコピー (片側)

1,800点

D320 ヒステロスコピー D321 コルポスコピー

620点

D322 子宮ファイバースコピー

210点

D323 乳管鏡検査

800点 960点

D324 血管内視鏡検査

2,040点

- 注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。
 - 2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及び エックス線診断の費用(フィルムの費用は除く。)は、所定点数に含まれるもの とする。

D325 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

D318 尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの)(両側)

- 注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場 合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定 点数に加算する。
 - 2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分 析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使 用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
 - 3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフ ィルムの所定点数により算定する。

第4節 診断穿刺·検体採取料

通則

- 1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
- 2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D400 血液採取(1日につき)

1 静脈 35点

2 その他

6 点

- 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
 - 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、25点を所定点数に加算する。
 - 3 血液回路から採血した場合は算定しない。

D401 脳室穿刺

500点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D402 後頭下穿刺

300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)

220点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D404 骨髓穿刺

1 胸骨

260点

2 その他 280点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D404-2 骨髄生検

730点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D405 関節穿刺(片側)

100%

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D406 上顎洞穿刺(片側)

D407 腎嚢胞又は水腎症穿刺

60点 180点

D406-2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)

240点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D408 ダグラス窩穿刺

240点 200点

D409 リンパ節等穿刺又は針生検

D409-2 センチネルリンパ節生検(片側)

1 併用法

5,000点

2 単独法

3,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け 出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素 及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)

1 生検針によるもの

690点

2 その他

200点

D411 甲状腺穿刺又は針生検

D412-2 経皮的腎生検法

150点 1,600点

D412 経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)

2,000点

D413 前立腺針生検法

1,400点

D414 内視鏡下生検法(1臓器につき)

310点

D414-2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)

4,800点

D415 経気管肺生検法

4,800点

注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算

として、500点を所定点数に加算する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT 透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。
- 3 プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500 点を所定点数に加算する。ただし、注1に規定するガイドシース加算は別に算定 できない。

D415-2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)

D415-3 経気管肺生検法(ナビゲーションによるもの)

5,500点

5,500点

D415-4 経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合)

5,000点

D415-5 経気管支凍結生検法

5,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D416 臟器穿刺、組織採取

1 開胸によるもの

9,070点

2 開腹によるもの(腎を含む。)

5,550点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する

D417 組織試験採取、切採法

1 皮膚(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。)

500点

2 筋肉(心筋を除く。)

1,500点

3 骨、骨盤、脊椎

4,600点

4 眼

イ 後眼部

650点

ロ その他(前眼部を含む。)

350点

5 耳

400点 400点

鼻、副鼻腔

400点

8 咽頭、喉頭

650点

9 甲状腺

口腔

650点

10 乳腺

14 心筋

650点

11 直腸

650点

12 精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)

400点

13 末梢神経

1,620点

6,000点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数 に加算する。

D418 子宮腟部等からの検体採取

1 子宮頸管粘液採取

40点

2 子宮腟部組織採取

200点

3 子宮内膜組織採取

370点

D419 その他の検体採取

1 胃液・十二指腸液採取(一連につき)

210点

2 胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)

180点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、40点を所定点数 に加算する。

3 動脈血採取(1日につき)

50点

注1 血液回路から採血した場合は算定しない。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、15点を所定点

数に加算する。

4 前房水採取

420点

- 注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数 に加算する。
- 5 副腎静脈サンプリング(一連につき)

4,800点

- 注1 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入 手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれる ものとする。
 - 2 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
 - 3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所 定点数に加算する。
- 6 鼻腔・咽頭拭い液採取

5点

D419-2 眼内液(前房水・硝子体液)検査

1,000点

第5節 薬剤料

区分

- D500 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする
 - 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D600 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。